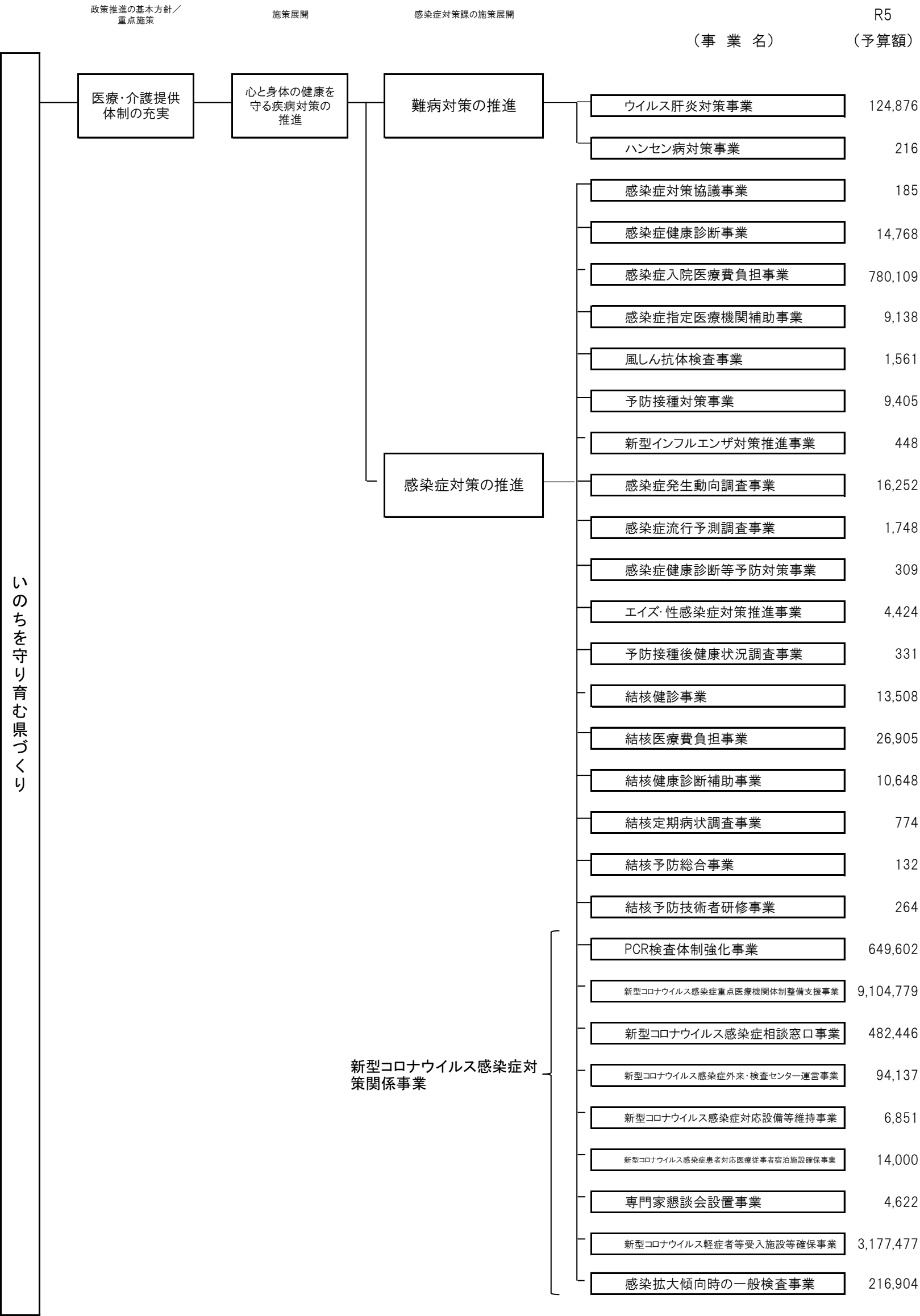


感染症対策課

感染症対策課 令和5年度施策体系

予算額(千円) R5年度 14,766,819 (一般財源 607,719)



【事業概要(感染症対策課)】

① ウイルス肝炎対策事業

(根拠法令: 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、感染症対策特別促進事業について(平成20.3.31 厚生労働省健康局長通知)、ウイルス肝炎医療費給付実施要綱)

【予算額及び内訳】 1億2,487万6千円 (一般財源 7,211万円、国庫補助金(1/2) 5,276万6千円)

【予算の主な内容】 ウイルス肝炎の検査委託費、ウイルス肝炎診療懇談会の開催経費(謝金、旅費等)、ウイルス肝炎検査費用助成(扶助費)、ウイルス肝炎治療の医療費給付(扶助費)

【目指す姿】

- ・患者、キャリア等からの相談に対応して不安や精神的負担を軽減し、医療機関等からの医学的・専門的相談に応じることで、適切な肝炎治療を促進する。
- ・保健所での無料検査、肝炎診療懇談会と肝疾患診療ネットワークにより、肝炎ウイルス保有者の早期(発症前)発見と診療体制の充実を図る。
- ・医療費の一部を給付することにより、ウイルス肝炎の根治に有効なインターフェロン療法等高額な治療への取組の早期化を図り、慢性肝炎、肝硬変及びヘパトーム(肝がん)への進行を抑制する。

【現 状】

国内における推定感染者が210万人から280万人と言われるウイルス性肝炎は、治療法の進歩によりウイルスの排除・増殖の抑制が可能であり、その後の肝硬変・肝がんといった重篤な病態への進行を防ぐこと又は遅らせることが可能な疾患である。このため、早期発見・早期治療の観点から各種施策を実施し、肝炎ウイルスの感染防止及び将来の肝硬変・肝がんの予防、ひいては県民の健康保持、増進を図る必要がある。

【事業主体】 県

【事業内容】

- 1 ウイルス肝炎検査 肝炎ウイルスの感染不安を持つ者に対し、検査を無料で実施
- 2 ウイルス肝炎診療懇談会 かかりつけ医と専門医の連携のとれた治療体制(ウイルス肝炎診療ネットワーク)の構築等について、県が検討する上で有識者等の意見を聴くため開催
- 3 医療費の給付 B型及びC型肝炎ウイルスに起因した慢性肝炎、肝硬変、肝がんの患者にとって、経済的負担が重い医療費や抗ウイルス療法に係る医療費について、下表の自己負担額を除いて給付

(凡例 ◎:国庫補助対象 ○:県単 ー:給付対象外)

治 療 法 等		通 院	入 院	自己負担額
1 抗ウイルス療法 (3を除く)	インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤治療	◎	◎	2区分 (1万円、2万円)
	少量・長期等国庫補助対象外のインターフェロン治療	○	○	
2 抗ウイルス療法 以外(3を除く)	肝庇護療法、肝がんに対する治療など	一部◎	○ 一部◎	7区分 (0～ 23,100円)
3 フィブリノゲン等投与認定者(治療内容は問わない。)		○ 一部◎	○ 一部◎	

【事業の経過等】

○ ウイルス肝炎診療ネットワークについて

平成20年10月1日付けで信州大学医学部附属病院を肝疾患診療連携拠点病院に指定するとともに、肝疾患に関する専門医療機関を平成21年1月23日以降、順次指定している。(令和5年3月現在、56医療機関)

(※ 信州大学医学部附属病院においては、国庫補助金を活用して、患者等からの相談に対応する肝疾患診療相談センターを開設するとともに、医療機関等を対象とした研修会を実施している。)

○ 医療費給付事業の経過

- 昭和56年 県単独事業によりB型肝炎医療費補助を開始
- 平成3年 C型肝炎医療費補助を開始
- 平成10年 特定疾患治療研究事業に併せ、定額での患者一部負担制度を導入(重症基準制定)
- 平成16年10月 所得に応じた患者一部負担制度を導入(特定疾患治療研究事業は平成15年10月に導入)
- 平成18年10月 フィブリノゲン等投与認定者の通院医療費については引き続き給付対象とするものの、それ以外の者の通院医療費については給付対象としないことに変更
- 平成19年10月 インターフェロン等抗ウイルス療法に係る通院医療費を対象に追加
- 平成20年4月 インターフェロン治療について国制度による給付制度が開始
- 平成22年4月 国の制度改正に合わせ、インターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療に係る自己負担額を軽減
- 平成26年9月以降 インターフェロンフリー治療を順次助成対象に追加
- 令和3年4月 国の制度改正に合わせ、肝がん通院治療の一部を対象に追加

【事業概要(感染症対策課)】

② ハンセン病対策事業

(根拠法令:ハンセン病問題の解決の促進に関する法律、長野県ハンセン病問題検証会議報告書)

【予算額及び内訳】 21 万 6 千円 (一般財源 21 万 6 千円)

【予算の主な内容】 入所者の慰問、社会交流を行う。

【目指す姿】

ハンセン病療養所入所者及びその家族への支援を行い、福祉の増進を図る。

【現 状】

長野県出身の入所者は3施設5名となっている。入所者の平均年齢は87.8歳(R5.5.1現在)と高齢となっており、里帰り事業の実施も入所者の健康状況に左右される状況にあるが、一人でも希望者があれば対応するというのが県の基本姿勢である。

【事業主体】

県

【事業内容】

1 社会交流(里帰り)事業 14 万 6 千円

療養所入所者の方を県内にお迎えし、社会交流を行う。

2 療養所慰問 7 万円

栗生楽泉園(群馬県草津町)、多磨全生園(東京都村山市)を職員が訪問し、入所者との懇談、納骨堂への献花などを行う。

【事業の経過】

○社会交流(里帰り)事業

年度	実施時期	訪問先
H25	10/1～10/2	長野市
H26	10/21～10/22	長野市
H27	10/7～8	松本市・長野市・上田市
H28	11/8～9	長野市・上田市
H29	10/31～11/1	長野市・上田市
H30～R4		(高齢、体調不安等により参加希望なし)

○療養所慰問

年度	栗生楽泉園(群馬県草津町)	多磨全生園(東京都東村山市)
H25	11/11	11/18
H26	11/19	11/10
H27	11/16	11/25
H28	11/22	11/17
H29	11/9	11/16
H30	11/12	11/15
R1	11/20	10/24
R2	10/29	訪問なし(見舞金、献花用花束郵送)
R3	10/29	訪問なし(見舞金、献花用花束郵送)
R4	10/20	11/11

【特記事項】

療養所入所者が高齢化(平均 87.8 歳)のため、社会交流事業への参加が難しくなっている。

【事業概要(感染症対策課)】

③ 感染症対策協議事業

(根拠法令:長野県感染症対策懇談会開催要綱)

【予算額及び内訳】 18 万 5 千円 (一般財源 9 万 4 千円、国庫負担金 8 万 8 千円、国庫補助金 3 千円)

【予算の主な内容】 感染症対策連携協議会の開催

【目指す姿】

感染症の発生を予防し、また感染症患者等の発生時にまん延を防止する。

【現 状】

令和4年度に次期医療計画における「新興感染症発生・まん延時における医療分野」について協議・検討する「新興感染症等の感染拡大時における医療 WG」を設置した。

令和5年度からの感染症法の改正に基づき、予防計画の策定に当たっては「都道府県連携協議会」を設置し、協議することとされたため、WGを「感染症対策連携協議会」へ移行し、両計画を一体的に議論することとなった。

【事業主体】

県

【事業内容】

1 感染症対策連携協議会

感染症の発生の予防及びまん延防止のための施策の実施にあたっての連携協力体制を図る。

令和5年度については、医療計画と合わせて「感染症の予防のための施策の実施に関する計画」(以下、「予防計画」という。)についても協議する。

(会議事項)

- (1) 医療計画及び予防計画の策定について協議(R5)
- (2) 入院調整の方法、医療人材の確保、保健所体制、検査体制や方針、情報共有のあり方などについて
- (3) 予防計画の実施状況及びその実施に有用な情報を共有
- (4) 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときは、当該感染症の発生の予防及びそのまん延を防止するために必要な対策の実施について

2 構成員(団体名等)

長野県医師会、信州大学医学部附属病院、感染症発生動向調査定点医療機関、長野県看護協会、長野県立信州医療センター、長野県消防長会、長野県市長会、長野県町村会、長野市保健所、松本市保健所、県保健所長会

3 開催状況

年度	開催日	主な議題
R4	R5.3.29	長野県保健医療計画策定 WG(新興感染症等 WG) ・第8次長野県保健医療計画の策定について ・ロジックモデルについて
R5	3回開催予定	医療計画、予防計画の策定について など

【事業概要(感染症対策課)】

④ 感染症健康診断事業

(根拠法令:地域保健法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、水道法、食品衛生法に基づく営業の施設についての基準等に関する条例)

【予算額及び内訳】 1,476 万円 8 千円(一般財源 863 万 8 千円、国庫負担金 580 万 5 千円、諸収入 32 万円 5 千円)

【予算の主な内容】 1類、2類及び3類感染症の患者と接触した者に対する健康診断に要する医薬材料費、備品購入費

【目指す姿】

感染症の発生を予防し、また感染症患者等の発生時にまん延を防止する。

【現 状】

健康診断事業 1類、2類、3類感染症のまん延を防止するため必要があると認められるとき、感染症の患者と接触した者等に対し健康診断(病原体検索)を実施する。(令和4年(1月1日～12月31日)三類感染症届出数 細菌性赤痢1例 腸管出血性大腸菌感染症 52 例)

【事業主体】 県

【事業内容】

1 健康診断

1類、2類及び3類感染症のまん延を防止するために必要があると認められるとき、感染症の患者と接触した者に対し健康診断を実施する。

2 原因調査等

感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにする必要があると認めるときは、1～5類感染症の患者等に対し、積極的疫学調査を実施する。

【事業の経過等】

検査実績(全県)

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
検査数 (件)	1,272	671	181	226	426	156

【特記事項】

感染症法対象疾患

類 型	性 格	対象疾患
1類	感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症	エボラ出血熱・ペスト・ラッサ熱など7疾患
2類	感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症	結核・MERS・鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)、など7疾患
3類	感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高くないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こしうる感染症	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフスの5疾患
4類	人から人への感染はほとんどないが、動物、飲食物を介して拡大する感染症	E型肝炎・A型肝炎・つつが虫病・デング熱・マラリア・レジオネラ症など44疾患
5類	感染症発生動向調査の結果に基づいた情報を提供・公開することにより、発生・拡大を防止すべき感染症	アメーバ赤痢・急性脳炎・後天性免疫不全症候群・梅毒・風しん・麻しん・インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・手足口病・など50疾患
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症	
指定感染症	なし	

【事業概要(感染症対策課)】

⑤ 感染症入院医療費負担事業

(根拠法令: 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)

【予算額及び内訳】 7 億 8,010 万 9 千円

(一般財源 1 億 180 万 2 千円、国庫負担金1億 7,077 万 5 千円、国庫補助金 5 億 753 万 2 千円)

【予算の主な内容】 感染症法に基づく勧告入院費用及び患者の移送費

【目指す姿】

感染症の発生を予防し、また感染症患者等の発生時にまん延を防止する。

【現 状】

一類、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため、必要があると認められるときは、感染症患者を入院させることを勧告する。

【事業主体】

県

【事業内容】

1 感染症患者移送事業

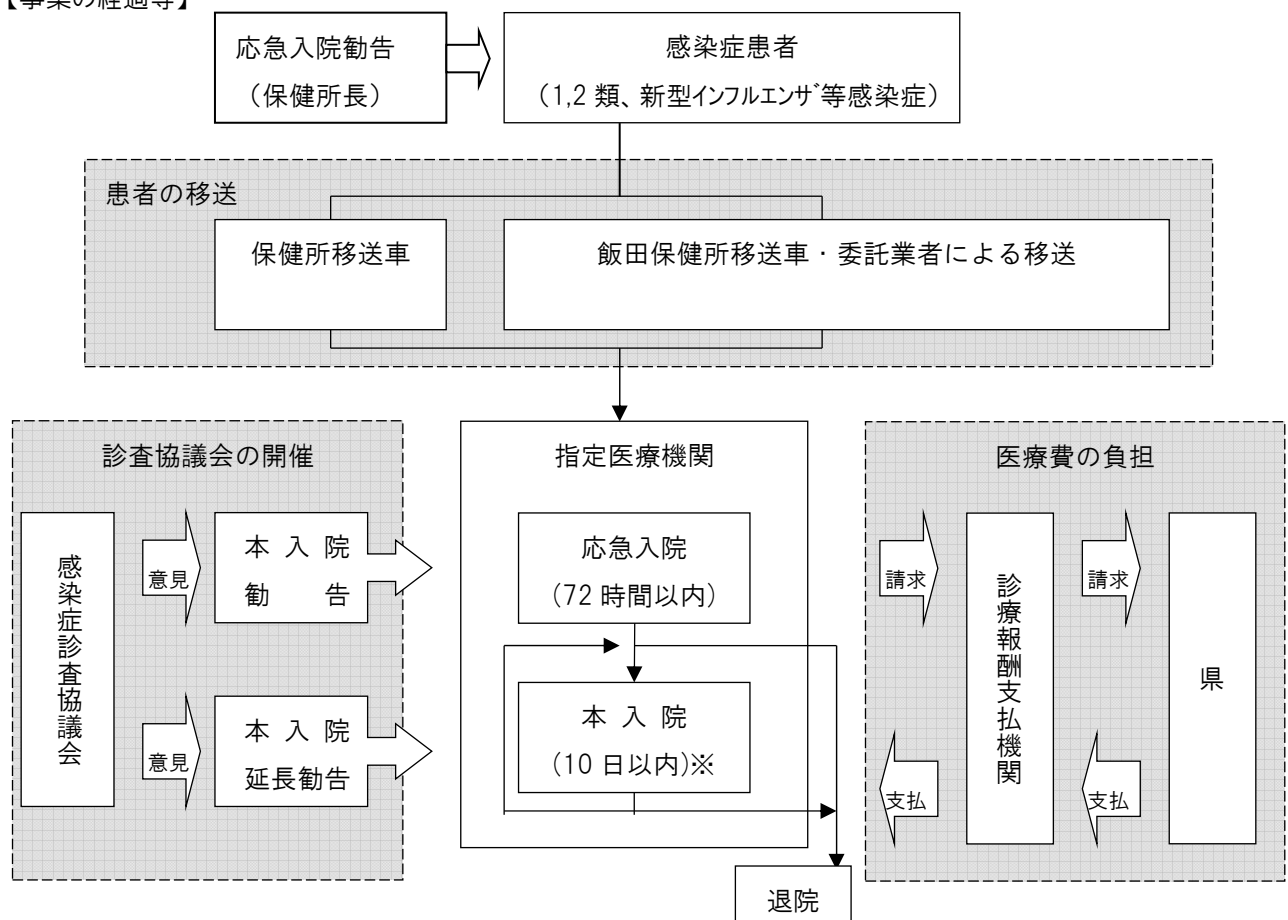
感染症患者等を迅速かつ適切に移送する。

2 感染症患者入院医療費負担事業

一類、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症患者の入院医療費を公費負担する。

3 感染症診査協議会の開催

【事業の経過等】



※結核の場合は30日以内

【事業概要(感染症対策課)】

⑥ 感染症指定医療機関補助事業

(根拠法令: 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、感染症指定医療機関施設・設備整備事業補助金交付要綱、医療施設運営費等補助金交付要綱、感染症外来協力医療機関設備整備費補助金交付要綱)

【予算額及び内訳】 913 万 8 千円 (一般財源 457 万 3 千円、国庫補助金 456 万 5 千円)

【予算の主な内容】 感染症指定医療機関の施設及び設備整備補助、感染症指定医療機関の運営費補助、感染症外来協力医療機関の設備整備補助

【目指す姿】

・感染症の発生を予防し、また感染症患者等の発生時にまん延を防止する。

【現 状】

・一類及び二類感染症発生時の入院及び医療体制として、第一種(県内1か所)及び第二種(2次医療圏に1か所: 11 医療機関)感染症指定医療機関を指定済み。

【事業主体】

県

【事業内容】(補助率は、いずれも 10/10(国 1/2、県 1/2))

事業	事業内容
感染症指定医療機関施設設備整備事業	感染症指定医療機関の療養環境を法に基づく基準に適合させるため、感染症指定医療機関が行なう改修等に必要な経費を補助する。
感染症指定医療機関運営事業	感染症患者に対する良質かつ適切な医療を提供するため、運営費を補助する。
感染症外来協力医療機関設備整備事業	感染症患者に対する良質かつ適切な医療提供体制を確保し、感染症に迅速かつ適切に対応することを目的として、県内の医療機関が行う設備整備に要する経費を補助する。

【事業の経過等】

1 感染症指定医療機関施設設備整備事業

	施設整備内容		設備整備内容	
	整備内容	補助額	整備内容	補助額
H22	第二種病床新設(国立長野病院)	9,660 千円	簡易陰圧装置1基(波田総合病院)	2,047 千円
H23	自動ドア整備(波田総合病院)	861 千円	簡易陰圧装置1基(波田総合病院)	2,047 千円
H24			簡易陰圧装置1基(大町総合病院)	1,995 千円
H25			簡易陰圧装置 2 基(大町総合病院)	3,885 千円

2 感染症指定医療機関運営事業

	第一種			第二種		
	病院数	病床数	補助額	病院数	病床数	補助額
H30	1	2 床	5,658 千円	11	44 床	27,802 千円
R 元	1	2 床	6,001 千円	11	44 床	29,375 千円
R2	1	2 床	0 千円	11	44 床	0 千円
R3	1	2 床	5,217 千円	1	2 床	1,905 千円
R4	1	2 床	5,149 千円	2	6 床	3,133 千円

3 感染症外来協力医療機関設備整備事業

	整備内容	補助額
H26	HEPA フィルター付きパーティション(県立木曽病院以下 7 病院)	2,646 千円

【事業概要(感染症対策課)】

⑦ 風しん抗体検査事業

(根拠法令:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、特定感染症検査等事業実施要綱)

【予算額及び内訳】 156万1千円 (一般財源78万1千円、国庫補助金78万円)

【予算の主な内容】 県内保健所(保健福祉事務所)及び委託医療機関において、無料の風しん抗体検査を実施する。

【目指す姿】

風しんは妊娠初期の女性が罹患することにより、その出生児が先天性風しん症候群(白内障、先天性心疾患、難聴等)を発症することがあるため、妊娠を希望する女性等を対象とした風しん抗体検査を実施し、抗体が十分になかった場合にはワクチン接種を勧奨することにより、安心して妊娠、出産ができる環境づくりを図る。

【現 状】

風しんの予防接種は、1977 年から予防接種法に基づく定期接種となっているが、何らかの理由により接種を受けていないもしくは、予防接種を受けたが抗体が十分でない妊婦が風しんウイルスに感染し、その出生児が先天性風しん症候群を発症しているケースが起きている。

○先天性風しん症候群発症数(国内、単位:人)

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
発 生 数	31	9	0	0	0	0	4	1	1	0

* 本県では H16(感染源不明)、H21(フィリピンで感染)に 1 人ずつ発症例あり。

○先天性風しん症候群発症率(妊婦が風しんに罹った場合の出生児の発症率)

妊娠 1 か月:50%、2 か月:35%、3 か月:18%、4 か月:8%

(6 か月以降は障害を生じさせる可能性はほとんどない。)

【事業主体】

県

【事業内容】

(1) 事業概要

県内保健所(保健福祉事務所)及び委託医療機関において、無料による風しん抗体検査を実施する。

(2) 検査対象

妊娠を希望する女性と風しん抗体価の低い妊婦の配偶者などの同居者

(3) 実施期間

当面1年間を予定

【事業の経過等】

受検者見込み数 299人

【事業概要(感染症対策課)】

⑧ 予防接種対策事業

(根拠法令:予防接種法第 11 条、第 22 条の 2)

【予算額及び内訳】 940 万 5 千円

(一般財源 393 万 7 千円、国庫負担金(2/3) 405 万 5 千円、国庫補助金(1/2) 141 万 3 千円)

【予算の主な内容】 予防接種事故給付の負担金の交付

【目指す姿】

感染症の発生及びまん延を防止し、公衆衛生の維持向上を図るために有効である予防接種を推進するため、健康被害に対する救済及び小児がん治療のため造血細胞移植を行った家庭の支援を行う。

【現 状】(R4年給付実績)

区 分	対象人員	補助(負担)率	補助事業者
予防接種事故対策費負担事業	4人	3/4 (国 2/3、県 1/3)	諏訪市、岡谷市、高森町、小諸市
造血細胞移植後の ワクチン再接種費用助成事業	11 人	1/2 (市町村 1/2)	長野市、松本市、上田市、中野市、大町市、塩尻市、安曇野市、飯島町、富士見町、朝日村

【事業主体】

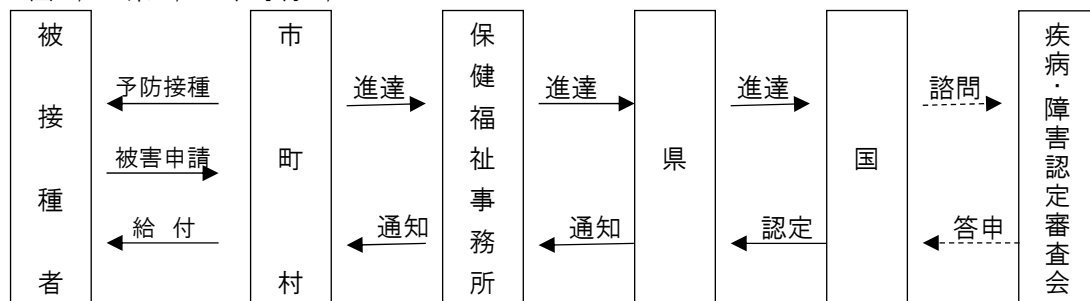
市町村

【事業内容】

○予防接種事故対策費負担・補助事業

予防接種法に基づき実施した予防接種により健康被害を受け、厚生労働大臣の認定を受けた者に対し、市町村長が医療費、障害年金等の支給を行ったとき、その一部を負担・補助する。

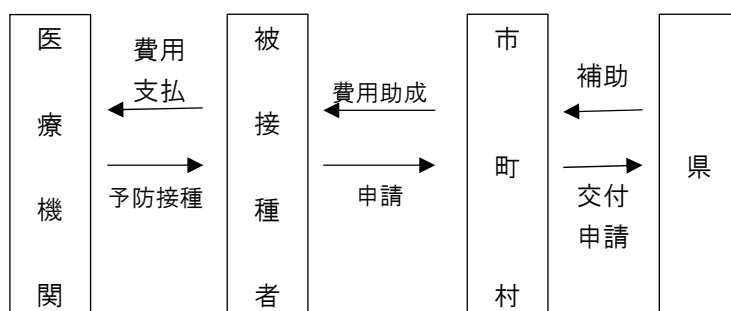
負担割合 国 1/2 県 1/4 市町村 1/4



○造血細胞移植後のワクチン再接種費用助成事業

小児がん等の治療のため実施した造血細胞移植により、移植前に接種した定期接種ワクチンの免疫が消失するため、再接種が必要と医師が認めた 20 歳未満の者に対し、ワクチンの再接種費用を助成する市町村を補助する。

補助割合 県 1/2 市町村 1/2



【事業概要(感染症対策課)】

⑨ 新型インフルエンザ等対策推進事業

(根拠法令:新型インフルエンザ等対策特別措置法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、新型インフルエンザ対策行動計画(関係省庁対策会議)、新型インフルエンザガイドライン(新型インフルエンザ対策専門会議)、長野県新型インフルエンザ対策行動計画)

【予算額及び内訳】 44 万 8 千円

(一般財源 22 万 5 千円、国庫負担金 16 万円、国庫補助金 6 万 3 千円)

【予算の主な内容】新型インフルエンザの発生等に備え、医療提供体制・県民への注意喚起・関係機関との情報連絡体制などの対応強化を図る。

【目指す姿】

新型インフルエンザ等の発生時において県民の生命及び健康を保護し、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

【現 状】

新型インフルエンザ等の発生時において県民の生命及び健康を保護し、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等対策特別措置法、また同法に基づき作成された長野県新型インフルエンザ等対策行動計画等により、新型インフルエンザ等の発生時における各種対策を備えるとともに、医学・公衆衛生、法律等の専門家で構成する「長野県新型インフルエンザ等対策委員会」により、その専門的知見から対策の検討・検証を行う。

【事業主体】

県

【事業内容】

1 対策推進の体制整備 12 万 7 千円

- (1) 新型インフルエンザ等対策委員会の開催。
- (2) 各地方本部単位での体制整備及び訓練の実施。

2 保健医療の体制整備 32 万 1 千円

- (1) 積極的疫学調査、ウイルス検査の実施。

【特記事項】

- 新型インフルエンザ等の発生に備え、長野県新型インフルエンザ等対策行動計画を平成 25 年 11 月に策定した。
- 長野県新型インフルエンザ等対策行動計画」に記載されている事項に関して、より具体的な実施内容及び実施方法並びに関係機関・団体の役割等を定めるため、平成 26 年6月に「長野県新型インフルエンザ等対策行動計画実施手順」を作成した。
- 平成 29 年4月1日の組織改正に伴い、「長野県新型インフルエンザ等対策行動計画」、「長野県新型インフルエンザ等対策本部規定」を改正した。

【事業概要(感染症対策課)】

⑩ 感染症発生動向調査事業

(根拠法令:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、感染症発生動向調査実施要領)

【予算額及び内訳】 1,625 万 2 千円 (一般財源 774 万 3 千円、国庫負担金 773 万 9 千円、諸収入 77 万円)

【予算の主な内容】 感染症発生動向調査を依頼している医療機関への謝金

【目指す姿】

1～5類感染症、指定感染症、新型インフルエンザ等感染症の 117 疾病について、一元的な情報収集による患者発生状況の把握や病原体検索等を行い、早期かつ的確に流行の実態を分析し、必要な情報を速やかに公表することにより、感染症の予防及びまん延防止の対策を講じる。

【現 状】

1～5類感染症、指定感染症、新型インフルエンザ等感染症 117 疾病、原因不明の重症の感染症の早期発見と防疫対策の迅速化を目的とした疑似症 1 項目について、医師からの届出を受け、感染症情報の週種発生動向の解析、必要に応じ、積極的疫学調査を実施する。その情報は、医療関係者及び県民へ還元し、感染症の予防及びまん延防止に努める。

【事業主体】

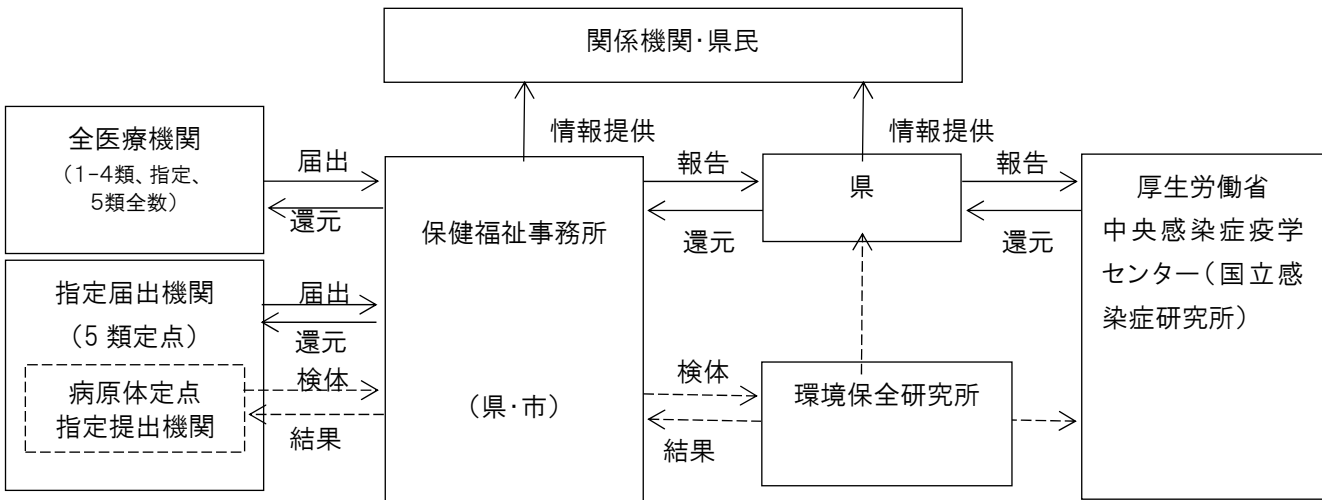
県

【事業内容】

- 医師からの届出に基づく 1 類から 5 類感染症及び指定感染症の患者情報の収集と発生動向の分析、必要に応じ積極的疫学調査の実施
- 病原体検索による感染症の原因となる病原体の把握
- 医療関係者及び県民への情報提供

<定点報告対象(五類の一部)の届出を担当する定点数:149>
内科:34、小児科:54、眼科:10、STD:14、基幹:12、疑似症 25

<病原体定点:31、うち指定提出機関:17>
内科:5、小児科:12、眼科:2、基幹:12



【事業の経過等】

1 感染症患者等の届出状況(全数把握感染症)

令和 4 年 12 月末現在 (単位:件)

	H30	R1	R2	R3	R4	備 考
2 類	307	281	206	161	197	全て結核(潜在性結核感染症含む)
3 類	105	50	43	62	53	
4 類	73	85	77	75	80	
5 類	317	623	255	175	181	
動物	0	0	3	0	0	細菌性赤痢(サル)
新型コロナ ウイルス感 染症	—	—	1,208	7,756	377,477	指定感染症(R2.2.1～R3.2.13) 新型インフルエンザ等感染症(R3.2.13～)

※ 1～5 類感染症の対象疾患については、感染症健康診断事業を参照

【事業概要(感染症対策課)】

⑪ 感染症流行予測調査事業

(根拠法令: 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、感染症流行予測調査実施要綱)

【予算額及び内訳】 174 万 8 千円 (一般財源 4 千円、国庫委託金 174 万 4 千円)

【予算の主な内容】 環境保全研究所で行う検査に使用する医薬材料費

【目指す姿】

集団免疫の現況把握及び病原体の検索等の調査を行い、各種疫学資料と併せて検討し、予防接種事業の効率的な運用を図り、さらに長期的視野に立ち総合的に疾病の流行を予測することを目的とする。

【現 状】

厚生労働省健康局結核感染症課が、国立感染症研究所、都道府県及び都道府県衛生研究所等の協力を得て実施する。得られた情報は、各種の疫学資料と合わせて検討し、予防接種事業の効果的な運用や、長期的視野に立ち総合的に疾病の流行を予測することを目的として調査している。

【事業主体】

厚生労働省、県

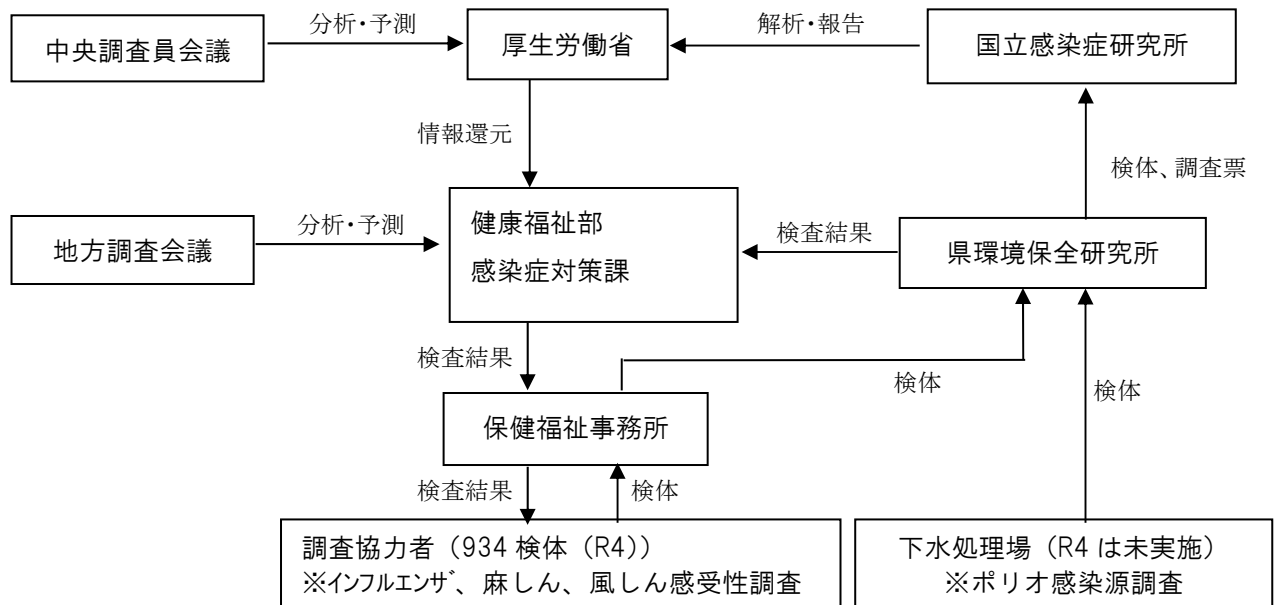
【事業内容】

国から委託された検査項目について、環境検体(下水流入水)及び承諾を得られた人の検体を採取し、ウイルス分離同定及び血清抗体価測定を実施する。

○調査項目

ポリオ(感染源調査)

インフルエンザ、風しん、麻疹(感受性調査)



【事業概要（感染症対策課）】

⑫ 感染症健康診断等予防対策事業

（根拠法令：地域保健法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、地域保健法、インフルエンザに関する特定感染症予防指針、インフルエンザ防疫実施要領）

【予算額及び内訳】 30 万 9 千円（一般財源 30 万 9 千円）

【予算の主な内容】 インフルエンザ様患者に対する健康診断に要する医薬材料費

【目指す姿】

インフルエンザの県下の患者発生状況及び病原体検索を行い、流行の状況や分離ウイルスの性状等を把握し、必要な情報を速やかに公表することにより、発生を防止する。

【現 状】

学校、幼稚園等の施設でインフルエンザを疑う疾患が多発した場合は、保健所で流行状況を迅速に把握するとともに、疫学調査を実施し、関係機関へ情報を還元する。また、インフルエンザを疑う患者が多発した施設等から検体を採取し、ウイルス分離等の検査を行う。（令和 4 年度 9 件 31 検体実施）

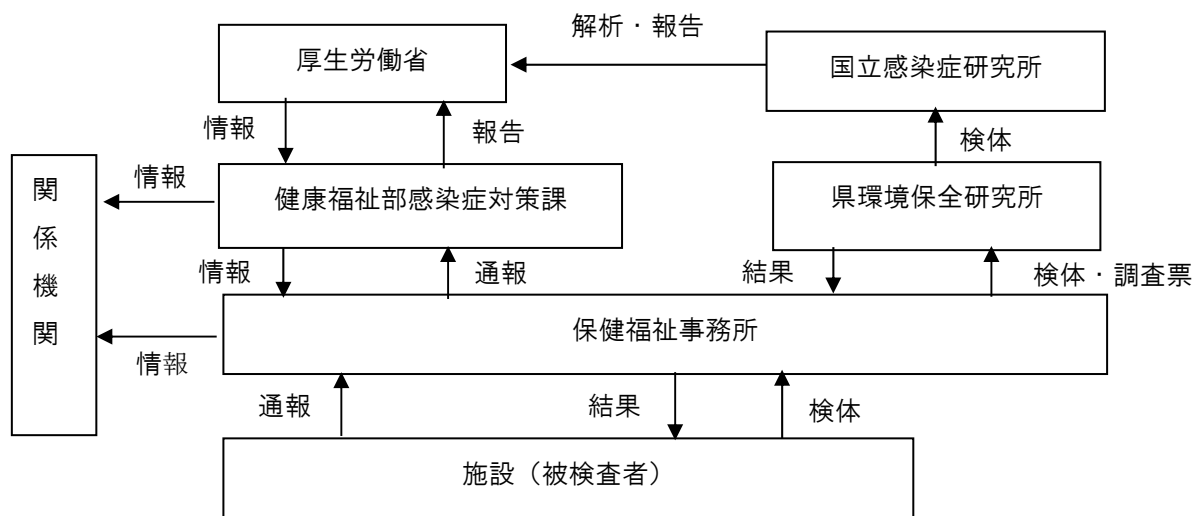
【事業主体】

県

【事業内容】

学校、幼稚園等でインフルエンザを疑う疾患が多発した場合は、保健福祉事務所で流行状況を迅速に把握するとともに、疫学調査を実施し、関係機関へ情報を還元する。

また、インフルエンザを疑う患者が多発した施設等から検体を採取し、ウイルス分離等の検査を行う。検査結果は、全国の病原体情報と併せて関係機関へ還元する。



【事業概要(感染症対策課)】

⑬ エイズ・性感染症対策推進事業

(根拠法令: 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針、性感染症に関する特定感染症予防指針)

【予算額及び内訳】 442 万 4 千円 (一般財源 221 万 7 千円、国庫補助金 220 万 7 千円)

【予算の主な内容】 HIV・性感染症検査の医薬材料費、普及啓発用資材の印刷製本費

【目指す姿】

- ・エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発を図り、HIV、性感染症の感染拡大を防ぐ。
- ・HIV・性感染症の早期発見の重要性について普及啓発を行い、より多くの県民に検査の受検を促す。
- ・エイズに関する誤解・偏見のない社会を目指す。

【現 状】

- ・人口 10 万人当たり報告者数を累計でみると、長野県は全国で第 6 位となっている。
- 特に、近年は、診断時にエイズを発症している割合が全国 30%に対し当県は約 35%と高い傾向にある。
- ・HIV・性感染症の早期発見の重要性について普及啓発を行い、より多くの県民に検査の受検を促す必要がある。

【事業主体】

県

【事業内容】

区 分	内 容
① 正しい知識の普及啓発	☐ 重点啓発活動(エイズ予防ウィーク in NAGANO、世界エイズデー普及啓発週間) ☐ 出前講座(学校、事業所等へ保健福祉事務所医師・保健師を派遣) ☐ パンフレット、キャンペーン用ポケットティッシュの作成・活用
②相談・検査	☐ 保健福祉事務所(無料・匿名の相談・検査) ・HIV検査 ・性器クラミジア感染症検査 ・梅毒検査・HIV迅速検査、出張検査等の実施 ☐ エイズ治療拠点病院(県が検査キットを提供するHIV無料迅速検査)
③相談体制の整備	☐ カウンセラー養成 ☐ 相談通訳員等の派遣 ☐ 研修会等の案内・参加
④医療機関等との連携	☐ エイズ治療拠点病院連絡会議の開催等 ☐ 医療従事者感染症対策研修事業の実施 ・エイズ治療に関する最新情報等の伝達と正しい知識の普及 ・エイズ患者等の受入、診療状況等の把握等 ☐ 福祉施設等への啓発、情報提供

【事業の経過等】○長野県内におけるHIV感染者・エイズ患者の届出数(件)※年集計

区 分	H元～23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3	4	累計
HIV 感染者	278	10	8	4	3	3	11	10	5	8	2	1	343
エイズ患者	175	7	8	4	2	4	7	2	5	2	3	1	220
合 計	453	17	16	8	5	7	18	12	10	10	5	2	563

○相談受付・検査の状況(件数)

区 分		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
エイズ	相談受付	2,681	2,632	2,250	2,057	2,224	2,180	1,990	2,179	926	827	875
	HIV検査	2,071	1,971	1,743	1,506	1,481	1,486	1,430	1,573	660	445	419
	エイズ治療拠点病院実施 HIV 検査	709	676	556	495	513	472	486	406	283	287	298
性感染症	クラミジア検査	906	887	752	768	806	891	936	1,025	431	334	296
	梅毒検査	1,790	1,737	1,587	1,380	1,395	1,414	1,403	1,525	722	438	403

○エイズ治療拠点病院の選定状況(8病院)

県立信州医療センター(中核拠点病院)、信州大学医学部附属病院、まつもと医療センター、信州上田医療センター、佐久総合病院、飯田市立病院、長野赤十字病院、諏訪赤十字病院

【事業概要(感染症対策課)】

⑭ 予防接種後健康調査事業

(根拠法令:予防接種後健康状況調査実施要領)

【予算額及び内訳】 33 万 1 千円 (国庫委託金 33 万1千円)

【予算の主な内容】 協力医療機関への報償、協力市町村への委託料、通信費

【目指す姿】

予防接種による副反応の状況を把握し、副反応発生要因等に関する研究の一助とすることにより、有効かつより安全な予防接種の実施に資する。

【現 状】

国の委託事業として継続して実施中

【事業主体】

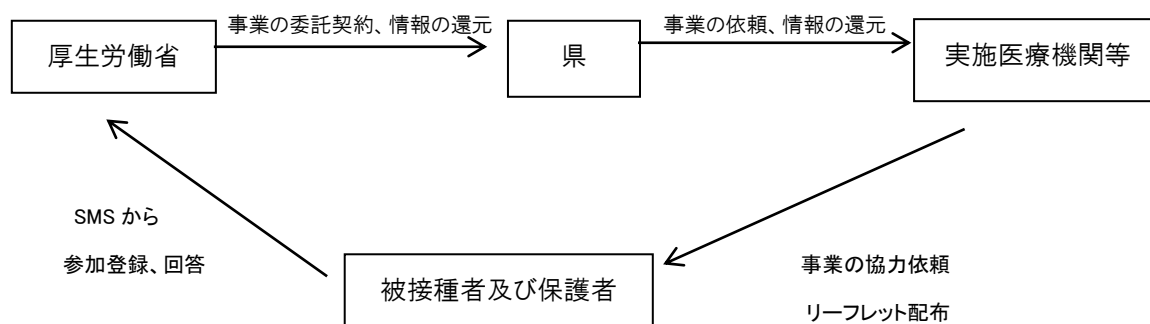
国

【事業内容】

○調査する予防接種の種類

予防接種の種類	調査数	調査実施主体
4 種混合(百日せき・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ)	120	医療機関
2種混合(ジフテリア・破傷風)	120	
麻しん風しん	120	
日本脳炎	120	
ヒブ	120	
小児用肺炎球菌	120	
水痘	120	
B 型肝炎	120	
インフルエンザ(季節性)	40	
高齢者肺炎球菌	40	
BCG	120	
ロタウイルス	120	
HPV	120	

○ 調査の流れ



【事業概要(感染症対策課)】

⑮ 結核健診事業

(根拠法令:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 17 条、第53条の 13)

【予算額及び内訳】 1,350 万 8 千円 (一般財源 696 万 6 千円、国庫補助金(1/2)654 万 2 千円)

【予算の主な内容】 結核患者の同居者等の接触者に対する健康診断等のための需用費

【目指すべき姿】

結核患者家族等の接触者に対して行う健康診断の受診率を 100%とし、結核患者・感染者を早期発見し蔓延を防止する。

結核治療終了(結核回復)者に対し2年間経過観察を行い、再発した場合の早期発見に努める。

【現 状】(R4)

○罹患率(人口 10 万対) 5.2 (速報値)

○新登録肺結核患者中接触者健診での発見割合 2.6%

○接触者健診受診率 100%

○管理検診受診率 100%

【事業主体】

県

【事業内容】(R4)

○接触者健診 対象人員 740 人

結核患者の同居者等、結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由にある者に対し、胸部 X 線検査、ツベルクリン反応検査及びインターフェロン γ 遊離試験等の必要な検査により健康診断を実施する。

○管理検診 対象人員 62 人

結核登録票に登録されている者に対して、胸部 X 線検査等により、再発の有無について精密検査を行う。

【事業の経過等】

結核患者の動向(潜在性結核感染症患者数を除く)

		H29	H30	R1	R2	R3	R4
長野県	新登録患者数 (人)	168	186	156	138	104	105
	罹患率(人口 10 万人あたり患者数)	7.9	9.0	7.6	5.1	6.7	5.2
	結核登録者数 (人)	361	360	350	355	267	238
全国	新登録患者数 (人)	16,789	15,590	14,460	12,739	11,519	集計中
	罹患率(人口 10 万人あたり患者数)	13.9	12.3	11.5	9.2	10.1	集計中
	結核登録者数 (人)	39,670	37,134	34,523	31,551	27,754	集計中

【事業概要(感染症対策課)】

⑩ 結核医療費負担事業

(根拠法令:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第 37 条、第 37 条の 2、第 24 条)

【予算額及び内訳】 2,690 万 5 千円

(一般財源 1,096 万 2 千円、国庫負担金(3/4) 1,486 万 7 千円、国庫補助金(1/2) 107 万 6 千円)

【予算の主な内容】 結核患者の医療費に係る公費負担

【目指すべき姿】

結核患者の再発防止、多剤耐性菌の発生を予防するため、公費負担による適正な医療を提供する。

【現 状】(R4)

結核罹患率(人口 10 万対) 5.2(速報値)

【事業主体】

県

【事業内容】(R4)

○入院医療費 対象件数 131 件

結核のまん延を防止する目的があると認めたとき、結核患者に入院の勧告又は入院の措置を実施した場合において、当該入院医療に要する費用を負担する。(法第 37 条 : 医療費の自己負担額を公費で負担(国 3/4:県 1/4)する。ただし、当該患者並びにその配偶者及び当該患者と生計を一にする絶対的扶養義務者の前年所得に応じて、一部患者自己負担あり)

○通院医療費 対象件数 1,294 件

結核の適正な医療を普及するため、結核患者が厚生労働省令で定める通院医療を受けるために必要な結核医療の費用を負担する。(法第 37 条の 2 : 医療費の自己負担額が 100 分の 5 となるよう、保険者と公費で負担(国 1/2:県 1/2)する。)

【事業の経過等】

結核医療費の推移

		H30	R1	R2	R3	R4
入院	公費負担額 (円)	24,493,727	28,599,239	21,961,078	16,269,623	16,586,550
	件 数	252	317	206	135	131
通院	公費負担額 (円)	4,408,791	2,894,712	3,018,777	1,409,414	2,098,105
	件 数	2,502	2,019	1,519	1,108	1,294
合計	公費負担額 (円)	28,902,518	31,493,951	24,979,855	17,679,037	18,684,655
	件 数	2,754	2,336	1,725	1,243	1,425

【事業概要(感染症対策課)】

⑰ 結核健康診断補助事業

(根拠法令:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第 60 条)

【予算額及び内訳】 1,064 万 8 千円 (一般財源 1,064 万 8 千円)

【予算の主な内容】 私立学校及び私立施設の長が行う健康診断に要する費用に対する補助

【目指すべき姿】

私立の学校、施設に対し健診事業費を補助することで、結核定期健康診断の実施率、受診率を高め、患者を早期発見する。

【現 状】(R4)

結核定期健康診断受診率 私立学校 95.5%、私立施設 85.2%

【事業主体】

私立学校、私立施設

【事業内容】(R4)

私立学校及び私立施設の長が行う、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 53 条の 2 に定める定期健康診断に要する費用について、その設置者に対して補助する。

区 分		施設数	人 員(人)	補助率	補助事業者
私立学校等	19 歳以上学生	22	1,595	県 2/3	私立学校の長等
	高校生	8	1,616		
	施設入所者	162	7,325		
計		192	10,536		

【事業の経過等】

事業費の推移

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
補助金額 (千円)	8,233	8,389	8,816	10,755	8,509	8,413

【特記事項】

平成 23 年度から、前年度中に補助金の要望を取りまとめ、その範囲で補助金を交付する方法に変更した。

【事業概要(感染症対策課)】

⑱ 結核定期病状調査事業

(根拠法令:結核定期病状調査実施要綱(健康福祉部長通知))

【予算額及び内訳】 77 万 4 千円 (一般財源 77 万 4 千円)

【予算の主な内容】 結核登録者の病状報告に係る医療機関への謝金

【目指すべき姿】

結核患者の情報等を管理分析し、効果的な治療や支援を行い、結核対策の推進を図る。

【現 状】(R4)

結核回復者のうち、医療機関で経過観察を実施している者の病状把握 140 件(報告件数)

実績

【事業主体】

県

【事業内容】(R4)

対象人員 107 人

依頼件数 140 件

医療機関における治療終了後の経過観察を目的とした外来診療や職場、学校等における健康診断等、管理検診以外の方法により、登録者の病状に関する診断結果について、事前に登録者本人又はその保護者からの同意を得て、医療機関等に対して、登録者の病状に関する診断結果の把握に必要な書類等の提出を求め、登録者の病状把握を行う。

【事業の経過等】

調査件数の推移

	H30	R1	R2	R3	R4
調査依頼件数 (件)	238	259	248	181	142
報告件数 (件)	238	259	248	181	140
報告率 (%)	100	100	100	100	98.6

【事業概要（感染症対策課）】

⑭ 結核予防総合事業

（根拠法令：結核対策特別促進事業実施要綱）

【予算額及び内訳】 13 万 2 千円（国庫補助金(10/10) 13 万円 2 千円）

【予算の主な内容】 結核患者に対する服薬支援等の実施に係る需用費

【目指すべき姿】

潜在性結核感染症患者を含む全結核患者に対し服薬支援を行い、定期的にコホート検討会（服薬支援、治療成績の評価）を実施する。治療成績の評価分析から治療失敗や脱落中断者を最小限（5％以下）にし、治療成功率を向上させる。

【現 状】

全結核患者に対する服薬支援

【事業主体】

県

【事業内容】

○結核患者服薬確認(DOTS)事業 対象者：結核患者及び潜在性結核感染症患者

結核病床を有する医療機関と保健福祉事務所の連携により、入院治療中の患者の服薬状況を確認するとともに、退院後、治療継続が困難と予想される患者には、患者の利便性、地域の実情を考慮した退院後の個別患者支援計画を作成し、治療完遂に向けて一貫した支援を行う。

【事業の経過等】

肺結核患者コホート(集団)観察(R3)

(単位：％)

	治療成功	死亡	失敗脱落	転出	12月超治療	判定不能
長野県	60.00	26.00	0.00	0.00	14.00	0.00
全国	58.67	32.55	0.66	1.73	6.36	0.03

高齢者結核罹患率及び定期健康診断受診率の推移

	H29	H30	R1	R2	R3
70 歳以上罹患率（％）	23.6	24.6	21.4	17.5	14.2
定期健康診断受診率(市町村長実施分)（％）	20.7	20.5	17.4	17.9	22.3

【事業概要(感染症対策課)】

⑳ 結核予防技術者研修事業

(根拠法令:結核対策特別促進事業)

【予算額及び内訳】 26 万 4 千円 (一般財源 26 万 4 千円)

【予算の主な内容】 研修旅費及び資料代

【目指すべき姿】

結核患者に対し良質かつ適切な医療を提供するため、結核に携わる関係者の資質を向上する。

【現 状】

公益財団法人結核予防会結核研究所が開催する研修に職員を派遣

【事業主体】

県

【事業内容】

対象者 医師 2 名 保健師 2 名

派遣先 公益財団法人結核予防会結核研究所

【事業の経過等】

派遣研修の状況

(人)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
医師	1	1	2	2	1		
保健師	2	2	2	2		3	2
診療放射線技師	1	1					

【事業概要(感染症対策課)】

㉑ PCR 検査体制強化事業

(根拠法令:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)

【予算額及び内訳】 6億 4,960 万2千円 (一般財源3億 2,480 万2千円)

【予算の主な内容】 感染症法に基づく行政検査に係る経費及び同検査を委託により実施するための経費

【目指す姿】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、県民が躊躇なく検査を受けることができる検査体制を維持するため、県内の検査体制を強化する。

【現 状】

感染症法に基づく行政検査を実施するとともに、保険適用となる検査を実施した際の患者自己負担分を公費で負担した。

また、変異株の発生状況を早期に把握するため、変異株スクリーニング検査及びゲノム解析を実施した。

【事業主体】

県

【事業内容】

1 行政検査の委託契約 2億 8,393 万1千円

医療機関、民間検査機関等に、感染症法に基づく行政検査の実施を委託する。

2 保険診療検査における患者自己負担分の補助 3億 1,704 万円

保険診療において、医師の判断で実施した新型コロナウイルス検査を行政検査とみなし、患者の自己負担分を公費で負担する。令和5年5月7日をもって終了。

3 環境保全研究所等における行政検査 3,709 万8千円

環境保全研究所等において PCR 検査、変異株スクリーニング検査及びゲノム解析を実施する。

4 ゲノム解析の委託契約 1,153 万3千円

信州大学医学部附属病院にゲノム解析等の変異株検査を委託する。

【事業の経過】

令和4年度検査実績

①行政検査(医療機関における保険診療検査を含む)

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
件数	49,152	53,159	46,040	38,843	68,583	86,388	60,957	68,560	94,878	86,145	74,738	53,444	780,887

②抗原定性検査キットの配布

区分	配布個数(回数分)
高齢者施設等における集中的検査用	1,459,230
診療・検査医療機関等における有症状者への配布用	317,344
保健所における行政検査用	8,500
計	1,785,074

※このうち、県で購入したものは 298,685 個

③変異株スクリーニング検査(L452R 変異の検査)

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
件数	201	207	229	197	292	169	188	196	227	155	141	61	2,263

④ゲノム解析

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
件数	193	163	180	140	196	222	121	169	262	143	130	78	1,997

【事業概要（感染症対策課）】

② 新型コロナウイルス感染症患者受入病床確保支援事業

（根拠法令：「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」の一部改正について（令和5年5月8日医政発 0508 第 12 号・健発 0508 第 6 号・薬生発 0508 第 4 号）、「新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について」の改正について（令和5年5月8日厚生労働省事務連絡））

【予算額及び内訳】 91億477万9千円（一般財源 0 千円）

【予算の主な内容】 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるための病床確保に係る補助金

【目指す姿】

新型コロナウイルス感染症患者が必要な医療を適切に受けられるよう、医療提供体制を整備する。

【現 状】

新型コロナ患者受入医療機関として 58 病院、受入病床として 587 床（うち重症者用 33 床）を確保している。

【事業主体】

新型コロナ患者を受け入れる医療機関

【事業内容】

新型コロナ患者受入病床を確保した医療機関に対し、病床確保料として相当額を補助する。

また、看護体制を確保するなど、受入病床を確保するために休止せざるを得ない病床についても、当事業の対象とする。

【事業の経過】

○病床確保の推移

時期	R2.3	R2.7	R3.2	R3.5	R3.9	R3.12	R4.5	R4.8	R4.12	R5.5
病床数	227	350	434	490	529	513	520	531	557	587

○重点医療機関・協力医療機関等の状況

年度	重点医療機関	協力医療機関	一般医療機関
令和 3 年度	48 病院	7 病院	3 病院
令和 4 年度	53 病院	7 病院	2 病院
令和 5 年度	56 病院	2 病院	2 病院

重点医療機関：新型コロナ患者専用の病院や病棟を設定する医療機関

協力医療機関：新型コロナ疑い患者専用の個室を設定して新型コロナ疑い患者を受け入れる医療機関（R5.5.7 で廃止）

一般医療機関：上記以外で新型コロナ患者を受け入れる医療機関

○稼働病床及び休止病床の補助単価（1床1日あたり）

（単位：千円）

病床区分	重点医療機関		一般医療機関
	特定機能病院	左記以外	
ICU	218	151	97
HCU※	106	106	41
その他	37	36	16
療養病床	16	16	16

※一般の医療機関においては重症者・中等症者病床

○補助金額（単位：千円）

令和3年度	19,609,422
令和 4 年度	26,077,936

【事業概要（感染症対策課）】

② 新型コロナウイルス感染症相談窓口事業

（根拠法令：「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（R2.9.4 厚生労働省事務連絡））

【予算額及び内訳】 4 億 8,244 万 6 千円 （ 一般財源 409 千円）

【予算の主な内容】 新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口の運営費

【目指す姿】

発熱等の症状があるが、かかりつけ医がなく受診先が分からない者の相談など、県民からの新型コロナウイルス感染症に係る各種相談に対応し、県民の健康を守る。

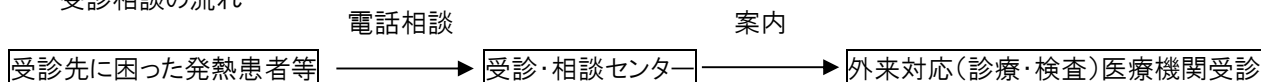
【現 状】

○受診・相談センター

発熱患者等でかかりつけ医等がなく受診先のわからない者が、適切に相談を受けられるよう、夜間休日も含めた 24 時間体制の受診案内ができる電話相談体制を確保。

平日、土日祝日 昼間 10 回線、夜間3回線で運営（令和5年6月現在）

受診相談の流れ



【事業主体】

県（一部委託により実施）

【事業内容】

- 1 受診・相談センター（外国語相談窓口、ワクチン接種相談センター、FAX 相談含む） 1 億 2,518 万 4 千円
相談者からの一次相談窓口を民間事業者に委託し、受診可能な医療機関の案内や症状相談等の対応を行う。
- 2 保健所における相談窓口 2,612 万 1 千円
保健所において受診可能な医療機関の案内や症状相談等の対応を行う。
- 3 中核市における相談窓口設置補助事業 3 億 3,114 万 1 千円
中核市における相談窓口設置に係る費用を助成する。

【事業の経過】

令和2年1月 29 日 新型コロナウイルスに関する電話相談窓口を 24 時間体制で設置

5 月 1 日 福祉施設等の感染対策のため職員向け相談窓口の設置（令和3年3月31月終了）

7 月 1 日 民間コールセンターへの一部業務委託（一般健康相談及び夜間の有症状相談）を実施

11 月 17 日 「受診・相談センター」（民間コールセンターへの 24 時間委託）を設置

令和 3 年 3 月 18 日 「長野県ワクチン接種相談センター」（民間コールセンターへの委託）を設置

○相談件数の推移

（単位：件）

R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度（～5/31）
104,029	98,663 （①68,579、②30,084）	139,384 （①124,366、②15,018）	2,851 （①2,024、②827）

※中核市を除く。

※括弧内は①受診・相談センター相談件数及び②ワクチン接種相談センター相談件数

【事業概要（感染症対策課）】

②④ 新型コロナウイルス感染症対応設備等維持事業

（根拠法令：長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱）

【予算額及び内訳】 685 万 1 千円 （ 一般財源 0 千円）

【予算の主な内容】 新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関の関係設備リース料等の補助

【目指す姿】

県内医療機関の新型コロナウイルス感染症への対応能力を維持し、県民の健康を守る。

【現 状】

令和2年度 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業として、帰国者・接触者外来の開設者、患者等受け入れ医療機関の開設者に対し、以下の設備等の整備に補助を実施。

- ・医療用シェルター（簡易診察室、簡易病床）及び付帯備品
- ・HEPA フィルター付き空気清浄機、パーテーション
- ・个人防护具
- ・人口呼吸器、人工肺

【事業主体】

新型コロナウイルス感染症の診療等を行う医療機関

【事業内容】

1 新型コロナウイルス感染症対応設備等維持事業補助金 685 万 1 千円

一般患者と新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われる者を分けて診察するためのシェルター等について、リース等により設置している医療機関があるため、令和 5 年度においても体制を維持できるよう係る経費を助成する。

【事業の経過】

令和2年度補助実績 71 医療機関（帰国者・接触者外来 55 事業、患者等受入 38 事業（重複あり））

令和3年度補助実績 45 医療機関（帰国者・接触者外来5事業、患者等受入 40 事業）

令和4年度補助実績 7医療機関（帰国者・接触者外来6事業、患者等受入1事業）

【事業概要（感染症対策課）】

②⑤ 新型コロナウイルス感染患者対応医療従事者宿泊施設確保事業

（根拠法令：長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱）

【予算額及び内訳】 1,400 万円 （ 一般財源 0 千円）

【予算の主な内容】 新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関における医療人材確保の取組に係る経費を補助

【目指す姿】

新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）の対応にあたったことにより、自宅へ帰宅できない医療従事者の宿泊施設を用意することで、従事者の不安を解消し、治療体制を確保する。

【現 状】

新型コロナウイルス感染症患者に対応した医療従事者は、家族への感染を警戒し、自宅へ帰らず別途宿泊施設を確保し、勤務にあたっているケースがある。

【事業主体】

医療機関

【事業内容】

新型コロナウイルス感染患者対応医療従事者宿泊施設確保事業補助金 1,400 万円

新型コロナウイルス感染症患者（又は疑い患者）に対応したことにより自宅へ帰宅できない医療従事者のために医療機関が宿泊施設を確保する場合、係る経費を助成する。令和5年5月7日をもって事業終了。

【事業の経過】

新型コロナウイルス感染患者対応医療従事者宿泊施設確保事業 18 医療機関(R3 実績)

新型コロナウイルス感染患者対応医療従事者宿泊施設確保事業 21 医療機関(R4 実績)

【事業概要(感染症対策課)】

②⑥ 新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会設置事業

(根拠法令：長野県新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会開催要綱)

【予算額及び内訳】 462 万 2 千円 (一般財源 0 千円)

【予算の主な内容】 新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会の開催経費

【目指す姿】

新型コロナウイルス感染症への対応について、医学的見地から専門家の助言を受け、県として適切な判断を行う。

【現 状】

新型コロナウイルス感染症の予防、感染の拡大防止、医療等を適正かつ円滑に推進することに関し、懇談会を開催して医学的な見地から専門家の助言・意見を聴く。

【事業主体】

県

【事業内容】

新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会設置事業 462 万 2 千円

意見聴取事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた必要な予防策、感染拡大防止策について
- (2) 新型コロナウイルス感染症の患者の医療やその提供体制について
- (3) その他新型コロナウイルス感染症の予防及びまん延防止のための施策等の推進について

構成員

- (1) 新型コロナウイルス感染症の予防又は新型コロナウイルス感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者
- (2) その他県が必要と認めた者

【事業の経過】

令和4年度開催状況

月	開催回数	主な議題
4 月	4 回	感染対策強化期間終了後の県民への注意喚起、県内の感染状況について ほか
5 月	3 回	感染警戒レベルの基準の見直し、患者受入病床の確保について ほか
6 月	4 回	マスク着用に関する県民へのメッセージ、罹患後症状について ほか
7 月	4 回	第 6 波の振り返り、「医療特別警報」の発出について ほか
8 月	5 回	入院要否の医学的な判断目安の見直し、「BA・5対策強化宣言」について ほか
9 月	3 回	外来診療の目安、With コロナの新たな段階への移行に向けた療養の考え方の見直しについて ほか
10 月	3 回	感染警戒レベル等の見直しについて、季節性インフルエンザとの同時流行に備えた外来受診・療養について ほか
11 月	4 回	緊急的対応病床の稼働要請の基準、小学生の受診行動について ほか
12 月	3 回	高齢者施設などでの施設内療養の目安(案)、年末年始に向けた呼びかけについて ほか
1 月	4 回	医療非常事態宣言の考え方、現在の感染状況と今後の見通しについて ほか
2 月	2 回	医療アラートの解除、宿泊療養施設の今後の運用について ほか
3 月	3 回	感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について ほか

【事業概要（感染症対策課）】

㊴ 新型コロナウイルス軽症者等受入施設等確保事業

（根拠法令：長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱）

【予算額及び内訳】 31 億 7,747 万 7 千円 （ 一般財源 0 千円）

【予算の主な内容】 軽症者等療養体制の整備

【目指す姿】

新型コロナウイルス感染症軽症者等が療養するために必要な宿泊療養施設や自宅療養者の健康観察体制を整える。

【現状】

1 宿泊療養施設

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけ変更により、令和5年5月8日の療養者の退所をもって全施設廃止
（位置づけ変更前：東信・中信・北信・南信地域に宿泊療養施設を4か所設置、375 名程度受け入れ可能）

2 健康観察センター及び新型コロナ健康相談センター

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけ変更により、陽性者が体調悪化した際の相談先として、「長野県新型コロナ健康相談センター」を設置・運営

（位置づけ変更前：県内に健康観察センターを設置、自宅療養者への健康観察の実施や生活支援物資を提供）

【事業主体】

県（宿泊療養施設、健康観察センター及び新型コロナ健康相談センターの設置・運営は業務委託により実施）

【事業内容】

1 宿泊療養施設（位置づけ変更前を含む）

宿泊療養施設で療養する者が安心して療養を行うことができる体制を確保するため、次の事項を実施

- ・宿泊療養施設の借上げ（県が借上げ）
- ・宿泊療養施設の設置・運営（受託事業者が実施）
- ・入所者に対する健康観察（派遣会社からの派遣により看護師を 24 時間配置し実施）
- ・入所者の体調増悪時等に対応するため医師によるオンコール対応（地元医師会などにより実施）
- ・施設の閉所に伴う原状回復

2 健康観察センター及び新型コロナ健康相談センター（位置づけ変更前を含む）

自宅療養者（長野市及び松本市保健所が担当する者を除く）に対する健康観察のより一層の充実と保健所の負担軽減を図るため、次の事項を実施する健康観察センターの設置・運営

- ・自宅療養者に対する健康観察（派遣会社からの派遣により看護師を配置し実施）
- ・自宅療養者への健康観察機器の貸出・回収（受託事業者が実施）
- ・保健所が必要と認めた自宅療養者への生活支援物資の提供（受託事業者が実施）

陽性者が体調悪化した際の相談先として、長野県新型コロナ健康相談センターを設置・運営

【事業の経過】

1 宿泊療養施設

時期	施設名	受入予定	状況	受入予定総数
令和2年9月11日	東信地域宿泊療養施設	75 名程度	開所	75 名程度
令和2年12月12日	中信地域第1宿泊療養施設	100 名程度	開所	175 名程度
令和2年12月26日	北信地域第1宿泊療養施設	100 名程度	開所	275 名程度
令和3年2月15日	南信地域宿泊療養施設	100 名程度	開所	375 名程度
令和3年6月15日	北信地域第2宿泊療養施設	148 名程度	開所	523 名程度
令和3年9月8日	中信地域第2宿泊療養施設	283 名程度	開所	806 名程度

令和4年1月29日	東信地域第2宿泊療養施設	126 名程度	開所	932 名程度
令和4年3月31日	東信地域第2宿泊療養施設	△126 名程度	閉所	806 名程度
令和4年6月 30 日	北信地域第2宿泊療養施設	△148 名程度	閉所	658 名程度
令和4年8月 26 日	新北信地域第2宿泊療養施設	77 名程度	開所	735 名程度
令和5年3月 31 日	中信地域第2宿泊療養施設	△283 名程度	閉所	452 名程度
令和5年3月 31 日	新北信地域第2宿泊療養施設	△77 名程度	閉所	375 名程度
令和5年5月8日	東信地域宿泊療養施設 中信地域第1宿泊療養施設 北信地域第1宿泊療養施設 南信地域宿泊療養施設	△75 名程度 △100 名程度 △100 名程度 △100 名程度	閉所	0 名

2 健康観察センター及び新型コロナ健康相談センター

令和3年7月 29 日：開設

令和5年5月8日：名称変更（健康観察センター⇒新型コロナ健康相談センター）